

旧外債処理法による借換済外債の証券の
一部の有効化等に関する法律施行令の一部を
改正する政令(案)要綱

旧外債処理法による借換済外債の証券の一部の有効
化等に関する法律施行令中、横浜正金銀行等を借換代行者
に改め、その適用を旧外債処理法による借換済外債の
証券の一部の有効化等に関する法律の改正に伴う借換済外
債の保管者及び質権者からの譲渡又は納付の手續に拡張
することとすること。

裏
面
白
紙

旧外債通運法による借換済外債の証券の一部の有効化等
に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）

内閣は、旧外債通運法による借換済外債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

旧外債通運法による借換済外債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（借換代行者の譲渡計算書及び納付計算書の提出）」に改め、同条中「閉鎖後株式会社横浜正金銀行、株式会社大阪銀行及び株式会社東京銀行（以下「横浜正金銀行等」という。）は、法第七條第一項を「法第七條第一項に規定する借換代行者（以下「借換代行者」という。）は、同項」に改める。

第六条中「横浜正金銀行等」を「借換代行者」に改める。

第七条の見出しを「（借換代行者からの政府への譲渡）」に改め、同条第一項中「横浜正金銀行等」を「借換代行者」に、「邦貨債及びその利札」を「邦貨債及びその利札の譲渡」に改め、同条第二項及び第四項中「横浜正金銀行等」を「借換代行者」に改める。

附 則

この政令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

裏面白紙

理由

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律の規定による旧外債債処理法による借換濟外債債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部改正に伴い、有効化の措置のとられた借換濟外債債についての借換邦債及びその利付の横浜正金銀行等以外の借換代行者による譲渡等の手續を定める必要があるからである。

参照条文

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等
に關する法律

一横浜正命銀行等からする政府への譲渡及び納付

第七條 第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債が、前條第一項に規定する銀行が旧財産管理法施行令第四條第一項の規定により選任された財産管理人として旧法第三條第一項の規定により借り換えたもの、保管者が旧外貨債処理法施行規則第十條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたものであるときは、当該銀行、株式会社東京銀行、当該保管者及び当該質権者一当該保管者及び質権者についての前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。以下「借換代行者」という。は、政令で定める手続により、大藏大臣の指定する日までに、当該借換により邦貨債

を取得した者一前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。一のためにその管理する当該邦貨債及びその利札一当該邦貨債について利札が附されていなくときは、当該邦貨債に係る利子債権一を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦貨債を取得した者のためにその管理する左の各号に掲げるものの金額に相当する金額を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に納付しなければならぬ。

一 当該外貨債の借換に際し旧法第二條第三項の規定により支払われた金銭

二 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支払を受けた利子

一その支払の際課せられた所得税の額を含まないものとする

三 当該外貨債の証券に附属する利札について旧外国為替管理法に基く命令により支払を受けた利子一その支払の際課せられた所得税の額を含まないものとする

四 当該借換代行者が前三号に掲げるものを管理している間にそのものから生じた果実

「旧外債償還法による借換外債の証券の一部の有効化等
に関する法律施行令」新旧条文対照表

新

旧

（借換代行者の譲渡計算書及び
納付計算書の提出）

第五条 法第七条第一項に規定す
る借換代行者（以下「借換代行
者」という。一は、同項の規定
により政府に譲渡しなければな
らない邦貨債及びその利札（当
該邦貨債が登録国債等であると
きは、これに係る利子債権）に
ついては、譲渡計算書を、同項
の規定により政府に納付しなけ

（横浜正金銀行等の譲渡計算書
及び納付計算書の提出）

第五条 閉鎖機関株式会社横浜正
金銀行、株式会社大阪銀行及び
株式会社東京銀行（以下「横浜
正金銀行等」という。一は、法
第七条第一項の規定により政府
に譲渡しなければならぬ邦貨
債及びその利札（当該邦貨債が
登録国債等であるときは、これ
に係る利子債権）については、

ればならない同項各号に掲げる
ものの金額に相当する金額につ
いては、納付計算書を大蔵大臣
が定める日までに大蔵大臣に提
出しなければならぬ。

譲渡計算書を、同項の規定によ
り政府に納付しなければならぬ
同項各号に掲げるものの金額
に相当する金額については、納
付計算書を大蔵大臣が定める日
までに大蔵大臣に提出しなけれ
ばならぬ。

（譲渡通知書及び納付通知書の
送付）

第六条 大蔵大臣は、前条の規定
により借換代行者から譲渡計算
書の提出があつたときは、譲渡
通知書を当該借換代行者に送付
しなければならない。

（譲渡通知書及び納付通知書の
送付）

第六条 大蔵大臣は、前条の規定
により横浜正金銀行等から譲渡
計算書の提出があつたときは、
譲渡通知書を当該横浜正金銀行
等に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前条の規定により借換代行者から納付計算書の提出があつたときは、納付通知書を当該借換代行者に送付しなければならぬ。

(借換代行者からの政府への譲渡)

第七条 第四条の規定は、借換代行者が前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けた場合における当該譲渡通知書に係る邦貨債及びその利札の譲渡について準用する。この場合において、第四条第一項中「物納通知

2 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から納付計算書の提出があつたときは、納付通知書を当該横浜正金銀行等に送付しなければならぬ。

(横浜正金銀行等からの政府への譲渡)

第七条 第四条の規定は、横浜正金銀行等が前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けた場合における当該譲渡通知書に係る邦貨債及びその利札について準用する。この場合において、第四条第一項中「物納

通知書」とあるのは、「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定により大蔵大臣が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定による納付」とあるのは、「法第七条第一項の規定による譲渡」と、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「借換代行者」と読み替えるものとする。

2 借換代行者は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通知書

通知書」とあるのは、「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定により大蔵大臣が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定による納付」とあるのは、「法第七条第一項の規定による譲渡」と、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と読み替えるものとする。

2 横浜正金銀行等は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通

に係る登録国債等の利子債権に
ついては、その譲渡を証する書
面を、指定日までに、当該譲渡
通知書において指定された財務
局長又は財務部長に引き渡さな
ければならない。

4 第四条第三項の規定は、財務
局長又は財務部長が第二項の規
定により譲渡を証する書面の引
渡を受けた場合について準用す
る。この場合において、第四条
第三項中「納付義務者」とある
のは、「借換代行者」と読み替
えるものとする。

知事に係る登録国債等の利子債
権については、その譲渡を証す
る書面を、指定日までに、当該
譲渡通知書において指定された
財務局長又は財務部長に引き渡
さなければならぬ。

4 第四条第三項の規定は、財務
局長又は財務部長が第二項の規
定により譲渡を証する書面の引
渡を受けた場合について準用す
る。この場合において、第四条
第三項中「納付義務者」とある
のは、「横浜正金銀行等」と読
み替えるものとする。